

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 14 | 健康診査等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、健康診査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康診査等に関する事務 |
| ②事務の概要 | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 |
| ③システムの名称 | 1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 住民健診情報ファイル 保健指導情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の111の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する] |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部保健課 |
| ②所属長の役職名 | 保健課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

| | |
|--|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部保健課 電話0241-24-5223 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月15日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月15日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 9. 監査 | |
|--|---|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管すること徹底する。 ・不要文書を廃棄する際、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 以上、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|------|---------------------|
| 平成27年3月20日 | 初版作成 | | | | 14 |
| 平成27年4月3日 | 評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 市民部保健課 | 保健福祉部保健課 | 事後 | 機構改革に伴う変更 |
| 平成28年4月7日 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 保健福祉部保健課 | 総務部総務課 | 事後 | 喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更 |
| 平成29年4月21日 | 個人番号の利用(法令上の根拠) | ・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第54条 | ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 | 事後 | 主務省令の名称記載の整理 |
| 平成29年4月21日 | 評価実施機関における担当部署 | 課長 江花一治 | 課長 松崎裕美 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成30年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 課長 松崎裕美 | 課長 五十嵐俊之 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成31年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 課長 五十嵐俊之 | 保健課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | | | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和2年8月11日 | 評価の再実施 | | | | |
| 令和3年9月1日 | 評価の再実施 | | | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---|--|------|-------------|
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 健康増進法に基づき健康診査を実施し、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する。 (1)歯周疾患検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)肝炎ウイルス検診 (4)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (5)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 (6)がん検診(胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診) | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア | 1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の111の項 | 事後 | 法改正に伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|-------------|--|------|-------------|
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | - | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日時点 | 令和6年10月15日時点 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日時点 | 令和6年10月15日時点 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 | - | 2)十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠 | - | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.当該対策は十分か | - | 2)十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------|--------|--|------|-------------|
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管すること徹底する。 ・不要文書を廃棄する際、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 <p>以上、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を「十分である」と考えられる。</p> | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |